

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年12月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	清水正二君	副委員長	藤田悟君
	八代静枝君		坂本一之君
	山本英俊君		小浦宗光君
	河野勝彦君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（8名）

議長	藤原正夫君		斉藤芳夫君
	米山昇君		有泉庸一郎君
	長谷部集君		内藤久歳君
	名取國士君		保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	米山徳彦君	上下水道部長	市川孝嗣君
建設課長	奥野経雄君	農林振興課長	奥石春樹君
商工観光課長	花輪正純君	上水道課長	花田茂美君
下水道課長	飯沼覚君	建設総務係長	新海順一君
建設管理係長	飯沼源治君	建設土木係長	小林信生君
建築開発指導係長	名取昌子君	農林総務係長	小林一三君
農林振興係長	下笹俊彦君	商工労働係長	三井美樹君
観光交流係長	本田泰司君	上水道総務係長	二宮仁君

施設管理係長 水川良一君 下水道総務長 山田洋君
建設管理係長 長田茂君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中村宗和 書記 小澤明
書記 松井恵美

審査内容

条例審査

- 1 議案第77号 市道路線認定の件
- 2 議案第66号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件
- 3 議案第67号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件
- 4 議案第68号 甲斐市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正の件
- 5 議案第69号 甲斐市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正の件
- 6 議案第76号 指定管理者の指定の件

補正予算審査

- 1 議案第71号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第74号 平成25年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第75号 平成25年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）

その他

- 1 「甲斐市商工会との意見交換会」の集約について

開会 午後 1時23分

○委員長（清水正二君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（清水正二君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案審査を行います。

審査については一問一答方式で、簡潔に質問され、市当局の答弁もわかりやすい説明をお願いいたします。

なお、本日は委員会条例第19条第1項の規定により、委員外議員の傍聴を許可いたしますので、ご承知おきください。

審査については、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例等の審査を行います。

議案第77号 市道路線認定の件を議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） どうも連日ご審議、ご苦労さまでございます。

それでは、市道の路線認定の件でございますが、議案集では49ページ。位置図がございます資料では69、70ページのほうをお願いを申し上げます。

なお、本件につきましては先月の委員会の席上、6路線の内容と一部の現地踏査も行って

いただいております。当日は竜王地区の4路線を現地確認をお願いしまして、今回は49ページの資料の上段の2路線、曾利宅造1号線、仲沢宅造2号線、それぞれ残り4路線と同じく開発地内の開発道路でございまして、双葉地区の団子新居地内、敷島に行きまして長塚地内ということで2路線を現場でご確認をいただきたいと思います。あとの4路線につきましては先般見ていただいておりますので、説明を省略させていただきます。とりあえず現場のほうをお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。詳細は現場でまたご説明をさせていただきます。お願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

審査については現地踏査の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで現地踏査に係る委員派遣についてお諮りいたします。

お手元に配付しました派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、現地に向かうため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 2時41分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

現地踏査ご苦労さまでした。

それでは、これより審査に入ります。

先ほどの現地踏査を踏まえ、議案第77号について委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第77号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第77号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で議案第77号を終わります。

次に、議案第66号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） 現場どうもありがとうございました。

それでは、甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件ということでお願い申し上げます。

議案集は15ページ、資料につきましては新旧対照表等39ページから42ページでございますので、同時にご参照をお願いしたいと思います。

まずはこの一部改正の提案理由でございますけれども、16ページにございます道路法の一部が改正されておまして、それに伴う占用料の額の定め、また延滞金等地方税法の一部改正ということで、それに基づきまして一部を改正するというところで条例案を提出させていただくところでございます。

内容でございますけれども、国の施策の一環ということで道路法等の一部改正をされております。近年、新しいエネルギーということで注目されております太陽光発電、それに伴う

諸施設、また風力発電のシステムの関連施設等々につきまして、道路占用物件として国で追加認定を行いまして、平成24年の12月に法改正になったところでございます。これに付随しまして県あるいは他自治体でも同様の対応をとるということで、今回は甲斐市の道路占用徴収条例の一部ということで改正をお願いするものであります。

具体的には太陽光のパネル等々の施設、本体も含めまして施設を占用対象物件ということで項目を追加し、もちろん道路、交通安全等に支障のない範囲ということになっておりますけれども、あと占用料金もあわせて徴収をしていこうということで改正をお願いするものでございます。

これに合わせまして、地方税法の関係によりまして納税環境等の整備を図るためということで、諸税等の延滞金の割合の緩和措置がとられております。15ページの中段以降になりますけれども、これまでの延滞金のいわゆる14.6%、また納期限1カ月までは7.3%ということで、当分の間この数字できておりましたけれども、国の見直しがございます、納税環境の整備ということで特例基準割合と申しまして、財務大臣が前1年間の新規の短期の貸付金等の算定数値を発表するわけですが、それに7.3%を加えた割合に変更ということで、14.6%、また1カ月までの7.3%がそれぞれ変更になっております。これは道路の占用料のみならず、諸税その他全てこの形でお聞きになったことと思っておりますけれども、同様の改正をお願いするものであります。

具体的に25年度の数値ということで置きかえますと、14.6%、この決まりの割合があったわけですが、国が改正後は9.3%、1カ月以内の分はことしの割合でいきますと7.3%でございましたけれども、3.0%程度に引き下げられることが想定されるところであります。

また、諸税の基準日1月1日でございますので、翌26年の1月1日を一応基準ということで施行期日にさせていただきたいと考えております。

また、この緩和措置につきましてはいつまでかということになりますけれども、国の動向も見ながらということですが、当分の間、この数値で行く予定でございますので、あわせて報告をいたします。

ちょっと戻りますけれども、先ほどの道路占用料のほう、私ちょっと落としましたけれども、占用料でございます。15ページの中段にございます表の中をごらんいただきたいと思います。道路の占用面積1平方メートルにつき1年1,000円ということで、これは県も1,000円ということで既に改正されておまして、それに合わせた形の中で料金を設定していきたいということで改正をお願いするものでございます。

パネルの具体的な、じゃどういうものなんだということで、内容でございますけれども、基本的には国の通知等によりますと、まだ甲斐市では申し出もございません。問い合わせもいまだありませんけれども、一応道路敷の退避所駐車等の空きスペース、またはアーケード、市道になりますけれども、道路ののり面、そういう場所に設置をすることがこれから可能になるようでございます。もちろん道路交通上支障のないということで、安全確保の部分の話はもう大前提でございますけれども、いわゆる道路敷の部分が太陽光の設備で使用できるということで確認をしておりますので、また、具体的な部分ではこれからになりますけれども、一応今考えられるところはそんなところでございます。まだ問い合わせ等がありませんので、具体には入りませんが、そんな形で道路が使えますよということで一部改正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今具体的な例と言いましたけれども、普通イメージとしてちょっと湧いてこないけれども、例えば道路のときどういうところへ、どういうふうにやるのがこの太陽光の施設の占有というところかちょっと説明してくれますかね。

○委員長（清水正二君） 奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） 国の占用許可基準等々がいろいろございますけれども、今確認できる範囲でございますけれども、一律7メートルの道路でも広いところがございますよね。そういう退避所的なものがあったり、あるいは駐車スペースであったり、そういうところへパネルの設備をもちろん支障がないのが大前提ですけれども、設置ができるような形になっております。ただ、通学路であったり、通行に支障があったり、道路構造上使うと支障があるところはもうだめなんですけど、そんな形で申請をいただくと、確認をして支障がなければという範囲でオーケーが出るようです。そして、都心部へ行くとよく何とか商店街のアーケードとかを何か目に浮かべられると助かるんですけども、そのアーケードの上にそっくり設

置できるようです。それも占用料を徴収する中で設置を許可するということで言われております。

あとは道路の道路壁で使われている道路のみならず、いわゆるのり面とかの道路で土盛りの道路とか、そういう場所も中にはあろうかと思えますけれども、そういうところへ設置もできるようでございます。で徴収料をいただくということで進められておりまして、ただ甲斐市にどんな部分で該当するかはこれからでございますので、一応今回終わりましたら、また広報等でも時間を見ながら周知もしたいと思えますけれども、そんな状況でございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） なかなかイメージが湧かないんですけども、例えば一般的に太陽光発電ということを考えると、かなり大きな施設というイメージがありますよね。そしてその道路占用許可という道路のところにつくるというイメージですよ。それが太陽光発電という恰好で、そんな狭い道路の占用なんていう状況の中で、そんなところへ現実問題として太陽光発電を設置をするなんていうことがあるんですか。

○委員長（清水正二君） 今の中で何かそういうものが、対象物があれば。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） 細かいのはちょっとまだ確認できませんけれども、一例ですけれども、佐賀県で高速だと思えます、たしか。のり面を20ヘクタール、これによりまして敷地を貸して、いわゆる企業ですけれども、やっているのはありますので、

○委員長（清水正二君） 傍聴議員、静粛に。

○建設課長（奥野経雄君） そういう場面しかまだ確認ができてないですけども、ただ個々に個人の住宅で道路にはみ出しているというのは、道路ぎりぎりであれば、もう許可できませんので、規模の大きいものということで解釈をしていただければと思います。

○議員（内藤久歳君） 了解。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第66号 甲斐市道路占用料徴収条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で議案第66号を終わります。

次に、議案第67号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） 引き続きましてお願い申し上げます。

議案は17ページ、資料集のほうは43ページになりますけれども、それからということでお願いを申し上げます。

甲斐市営住宅条例の一部改正の件ということで、17ページをご参照ください。

まず、本件の提案理由でございますけれども、18ページでございます、西八幡地区に建築中のご存じでございます冷間団地の名称と位置を定める必要があるということで今回お願いをするものでございます。あと地方税法の一部改正の公布に伴いということで、これも先ほどの延滞金等の特例の所要の改正でございますので、よろしくあわせてお願い申し上げます。

それでは、17ページのほうに戻っていただきまして、よろしくお願いたします。

本件につきましては、先般もご報告をさせていただいたところもでございます。現在建築中であります市営冷間団地ということで、これ仮称でございますけれども、条例整備をお願いをするものであります。年明け、平成26年の2月に現在建築しております2棟が完成をしますので、4月からの入居を予定しております。これに先立ちまして、もちろんのことですが、1月、2月に一般公募を予定しております。

そこで、新たな団地の名称と所在地ということで事前にご確認をいただくものでありまし

て、名称につきましてはそこにございます、17ページの中段にございます甲斐市営冷間団地の項の次に次のように加えるということで、甲斐市営南団地ということで確認をいただきたいと思ひます。南団地ということでございますけれども、名称等の一般公募等は行ひ予定はございません。他の団地におきましても所在あるいは区の名前等々を使つた中で名称をつけさせていただいておりますので、今回たまたまでございますが、冷間は南区ということになつてございます。ということで南団地、代表ということで名称を決定していただきたいと考えております。

あと所在でございますが、代表地番ということで、前はたしか1590でございましたが、今回の建築をする場所の代表地番ということで西八幡1479番地とさせていただき予定でございますので、お願いいたします。

また、旧冷間団地の表示、名称につきましては、最終段階まで住宅は残りますので、もちろんそこが旧の冷間団地でございます。必要期間内住宅がある間は一応抹消はそれが終わつてからということで、文字どおり名前が2つ残るような形になりますけれども、旧冷間団地の名称につきましては、団地の建てかえ終了しまして、旧住宅等の整理が終わりまして、もちろん冷間団地の住宅でございます。なくなりますので、そのときに改めて抹消させていただきたく考えております。

あと17ページの中段からになります。これも先ほど申し上げました市税等の納付の緩和ということで、これにかかわりますのは家賃収入でございますけれども、先ほど道路の使用料と全く同様でございます。延滞金の特例等の緩和措置でございますけれども、先ほど説明申し上げましたので、こちらの説明は省略をさせていただきたいと思ひます。

ということで施行期日におきましては、こちらについては4月1日、2月あるいは3月等々で完成を見込んでおりますので、施行期日につきましては来年の4月1日からということでお願いを申し上げます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

名取議員。

○議員（名取國土君） 先ほどの冷間の件なんですけれども、これ新しいのは南団地で改正するというので、古いほうはそのままと今言っていましたね。残っている住宅のあのままということ。それは改正する見込みはないんですか。一緒にするとか何か。

○委員長（清水正二君） 奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） まだ入居されております。今最後の交渉ではございませんけれども、分譲地のほうが全部分譲完売ということになりましたけれども、旧来の住宅であると6世帯残っております。分譲というか、最後の交渉等を今やっております。年度内はお住みになっていると思いますので、一応それが過ぎましたら取り壊し等の準備に入りたいと思っておりますので、まだちょっとお住まいですので、今そんな状況でございます。

○委員長（清水正二君） 名取議員。

○議員（名取國土君） そうじゃなくて、南区と変えるでしょう。それを今住んでいる人たちのそこも南区となるんですかと。それとも今住んでいるうちは旧の冷間団地とそこはして、新しいところだけを南団地とするんですかということをお願いいたします。

それで、ちょっと待って。区長さんとの話で、今度南区になるよということは聞いていますよ。ただ、その旧のは聞いてないですよ。ちょっとそこだけ。

○委員長（清水正二君） 奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） 名取議員さんおっしゃるとおりでございます。旧、先ほど言った残っている住宅のいわゆる名称何ですかと聞かれますと冷間団地で、新しい建物の3つが南団地ということで、一応区長さんにも報告をさせていただいておりますので、そんな形をお願いいたします。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第67号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件について討論、採決を行います。まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で議案第67号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時04分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、議案第68号 甲斐市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） ご苦労さまでございます。

それでは、議会資料のほうの46ページお願いいたします。議案ですと19ページになります。資料のほうで説明させていただきます。議会資料46ページでございます。

甲斐市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正の概要でございます。議案第68号関係でございます。これにつきましては、建設課のほうの説明と重複いたしますが、地方税法の一部改正に合わせて、当分の間の措置としまして下水道事業受益者負担金に係る延滞金の割合を引き下げるというものでございます。

改正前の延滞金でございますが、都市計画法第75条の4によりまして、上限が14.5%になりますが、これが改正後は特例基準割合に7.25%を加えた割合ということになります。特例基準割合というのが国内銀行の貸出約定平均金利に1%を加算した割合となっております。右側のほうに参考例がございます。貸出約定平均金利年1%の場合でございます。これは1%プラス1%プラス7.25%ということで9.25%となっております。

これを文言にしたものが次の48、49ページお願いいたします。

新旧対照表第12条の下のところでございます。附則に次の1項を加えるということで、第3項延滞金の割合の特例、以下の文言となっております。後ほどご確認いただきたいと思っております。

47ページに戻っていただきまして、2の同条例施行規則の一部改正、これでは①還付加算金の割合の引き下げということで、7.25%から特例基準割合プラス1%というようになっております。

50、51ページお願いいたします。

新旧対照表の一番下側のところでございます。附則に次の1項を加えるということございまして、51ページ、第4項還付加算金の割合の特例、以下の文言となっております。

申しわけありませんが、また47ページに戻っていただきまして、②の延滞金の割合の引き下げに伴います様式の改正では、様式第5号、第7条関係中の文言の改正でございます。

52、53ページになります。

縦横で申しわけありませんが、右側の中段、アンダーラインのところになります。ここの文言がまた47ページに戻っていただきまして、様式16号関係、第15条関係でございますが、文言の改正では54、55ページ、左側中段のアンダーラインのところでございます。これがまた47ページに戻っていただきまして、申しわけありません。これがそれぞれ47ページ右側のほうの文言のほうに改正されるという内容でございます。また、施行日でございますが、平成26年1月1日からとなります。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

文言については47ページの文言が各それぞれの中に適用されるということでよろしいですね。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ちょっと単純な質問で申しわけないんだけど、さっきのところ

同じような内容だと思うんですけども、延滞金割合の特例ということで14.6%ということで14.5%、0.1%の違いというのはどういうことですか。

○委員長（清水正二君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） すみません、そちらのほうはあれが違いまして、こちらのほうは都市計画法で上限が14.5%というふうに定められておりますので、ここで0.1%違っております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ちょっと確認したいんですけども、結局都市計画法の法律で定められていると。こっちは14.6%が最高でなっているという定めがあるから、この0.1%があるということですか。

○委員長（清水正二君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） そのとおりでございます。

○議員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第68号 甲斐市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で議案第68号を終わります。

次に、議案第69号 甲斐市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） それでは、議案21ページ、資料では56ページをお願いいたします。

甲斐市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正の概要、議案第69号関係でございますが、改正後の内容につきましては先ほど説明いたしました受益者負担金のところと同じでございますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、57ページ、同条例施行規則の一部改正でございますが、延滞金の割合の引き下げに伴います様式の改正ということで、様式第2号、第4条関係中の文言の改正でございます。

60、61ページになります。

右側の中段、アンダーラインのところの文言が57ページに戻っていただきますと、それで右側の文言のように変わりますという内容でございます。

以上、よろしく願いたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第69号 甲斐市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で議案第69号を終わります。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時17分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、議案第76号 指定管理者の指定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） ご苦労さまです。

それでは、議案書47ページ、議案第76号 指定管理者の指定の件についてご説明いたします。

地方自治法第244条第2項、第3項及び甲斐市双葉農の駅施設条例第4条の規定により、甲の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

甲の施設の名称及び位置につきましては、甲斐市双葉農の駅、甲斐市宇津谷1764番地。指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名、住所は同じです。双葉農の駅企業組合、代表理事は小林信也さんです。

3番の指定管理の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間です。

議案の提案理由につきましては、双葉農の駅指定管理者の指定については、地方自治法第244条第2項第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが議会の議案の提出理由です。

続きまして、資料の64、65ページをお願いします。

資料の甲斐市双葉農の駅指定管理者の指定の経過報告についてご説明いたします。

双葉農の駅は平成12年4月にオープンし、平成18年4月から双葉農の駅企業組合を指定管理者とする指定管理者制度を導入し、現在に至っています。

1の前の指定管理の経過については、①公募または非公募については、指定管理者導入検討委員会で農の駅の設立経緯やこれまでの運営状況を検討した結果、非公募により双葉農の駅企業組合を指定管理者に選定いたしました。前回の議決は20年12月定例議会において指定管理者の指定の議決をいただきました。

続きまして、2番目の指定管理者の指定につきましては、平成26年3月末に指定管理者の指定期間が満了に伴い、今回更新する必要があり、議案を提案いたしました。今回の募集形態は前回と同様な非公募です。

5番目、募集及び審査の経過につきましては、ことし10月3日、農の駅組合指定管理者の指定申請書の提出があり、同月28日指定管理者の選定委員会により1次審査の書類審査を実施いたしました。

続いて、11月8日に指定管理者選定委員会を開催し、2次審査、財務分析、プレゼンテーション、ヒアリング審査等を実施し、候補者を選定いたしました。

6番目、仮協定書の締結につきましては、12月の定例議会において指定管理者の指定される間、議決されるまでの間仮協定書を11月25日付で締結しています。

飛びまして8番、基本協定書の締結については定例議会後、甲斐市双葉農の駅管理に関する基本協定書を締結する予定です。

次に、同じ資料の66ページ、67ページをお願いいたします。

農の駅管理に関する協定書の基本的事項の主なものについてご説明いたします。

66ページの5番の管理施設の改修費用等につきましては、(1)の管理施設の修繕、改造、増築、移設については、原則として市がその必要性を判断するものとし、実際に際しては両者協議して実施するものとする。

(2)管理施設の修繕等については、1件につき200万円未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとする。

続きまして、67ページの10番をお願いします。

指定管理料につきましては、市は指定管理者に対して本業務の実施の対価として指定管理料の支払いはありません。

以上、甲斐市双葉農の駅管理に関する協定書の基本事項について説明いたしました。

以上で議案第76号 双葉農の駅企業組合を指定管理者に指定する件についてご説明いたしました。よろしくお願いたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

河野委員。

○委員（河野勝彦君） 現在指定管理になっていて、来年また更新ということですが、営業上は内容はどのような状況ですか、現在。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 双葉の企業組合の現状ですが、現在組合員が199人、収益といたしましては、農産物の販売、食堂の食品の販売等含めまして8,890万円の収益であります。支出につきましては8,823万ほどで、余剰金が68万円ほど出ております。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） 指定管理者の選定委員会が出された意見等が、主なものがわかりましたら教えていただきたいんですが。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 今の選定委員会の中のお話ですが、まず1点目が施設の稼働するための手数料を農の駅のほうで15%徴収しているということについて、「いーなとーぶ」とか「よってけし」とか近隣にありますので、今後手数料については余剰金の状況を見ながら引き下げ等を検討するようという意見がありました。大きな点はその点です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

八代委員。

○委員（八代静枝君） 指定管理者の場合は公募が普通原則だと思いますが、コラニー文化ホールなんか文化協会から変わったりとか、県の場合していますけれども、ここが非公募の

特命指定ということをしているようですけれども、これの主な要因はどういうことによってここを特命できるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 非公募による特命指定の理由についてですが、こちらにも双葉の議員さんをご承知かと思いますが、運営方法、設立当初この双葉農の駅企業組合を設立し、お願いして農の駅を立ち上げたというような経過もあり、市としてもそういった経過を踏まえ、平成12年4月にオープンしたときの設立しました農の駅企業組合の方々をお願いするという前回も同じ形で更新したということになります。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

八代委員。

○委員（八代静枝君） じゃ、その組合がむしろ指定管理を受けるためにつくったというような形というふうに理解して、民間の方は参入できる状況ではないということまで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 詳しい点、その平成12年、11年あたりの話は詳細についてはわかりませんが、町のほうでもこの農の駅を建てる建設当初、非常に運営の仕方について地元のJA梨北等も協議の場に入っていていただいて検討した経緯があったようです。しかし、その状況の中で双葉町が判断したのは、一番身近で仕事をしていただいている農家の方々が設立した企業組合に任せることがよいらろうということでオープン当初はあったと思います。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第76号 指定管理者の指定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

これで議案第76号を終わります。

以上で条例審査は終了いたします。

職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時31分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、補正予算の審査を行います。

議案第71号 平成25年甲斐市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） それでは、そのようにいたします。

初めに、農林振興課より第6款農林水産産業費及び繰越明許費について一括して説明を求めます。

興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） 大変ご苦労さまでございます。

それでは、農林振興課の12月の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書18、19ページをお願いいたします。

第6款農林水産産業費、第1項農業費、第3目農業振興費につきましては、補正前の額

6,612万2,000円に対しまして、2万7,000円の増額をお願いし、6,614万9,000円とするものでございます。財源は一般財源であります。

内容でございますが、007有害鳥獣捕獲等対策事業として、負担金補助及び交付金を増額するもので、有害鳥獣駆除等鳥獣の捕獲の際、捕獲従事者が捕獲した鳥獣のとめ刺し、殺処分をするときになります。そのときに使用する猟銃の火薬につきましては、山梨県猟友会が今まで発行する猟銃用火薬類無許可譲受票が必要となり、従来は無料にて交付をされていましたが、ここ数年ニホンジカ等の増加に伴いまして、発行回数もふえ、猟友会の限られた予算の中での対応が厳しくなったことから、1名に対し500円の交付手数料として54名分を負担するものでございます。

次に、第5目農地費につきましては、補正前の額1億2,018万5,000円に対しまして、4,367万5,000円の増額をお願いし、1億6,386万円とするものでございます。財源は一般財源であります。001土地改良事業として上堰頭首工固定堰仮復旧工事に伴う設計管理及び測量委託料367万5,000円と20、21ページの工事費、工事請負費4,000万円を補正するものでございます。

事業内容であります。竜王土地改良区が取水管理をしている上堰頭首工は築造後約37年が経過し、老朽化が進んでおり、コンクリート構造の固定堰に約40メートルにわたる亀裂が入るなど、農業用水の取水に影響が出ている状況でございます。渇水時のことし6月に固定堰に亀裂が入っていることを確認し、その後経過を観察していたところでございますが、台風による河川流量がふえたことが影響して亀裂部分がさらに広がるなど、固定堰の決壊が危惧されているところでございます。

詳細につきましては、11月22日の本委員会で説明をさせていただいたとおりでございます。このままでは来年の取水期に取水ができなくなることから、早急な対応が必要なために仮復旧工事の補正をさせていただくものでございます。

今後の予定ですが、12月補正後、調査測量設計、国土交通省との協議を経て、工事の入札発注を2月下旬に行い、完成は5月末を予定しております。

なお、工事費につきましては工期が平成26年5月末となることから、繰越明許をお願いすることとなります。

27ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第5目農地費、土地改良事業の工事請負費、金額4,000万円を繰越明許としてお願いするものでございます。

それでは、補正予算説明書の20、21ページのほうへ戻っていただきたいと思います。

次に、第2項林業費、第1目林業振興費につきましては、補正前の額1,134万6,000円に対しまして、303万5,000円の増額をお願いし、1,438万1,000円とするものでございます。財源内訳であります。県支出金287万5,000円につきましては、補正予算説明書の8、9ページをお願いをしたいと思います。

第15款県支出金、第2項県補助金、第5目農林水産業費県補助金、第2節林業費補助金が該当いたします。

また、大変すみません、補正予算説明書の20、21ページに戻っていただきたいと思いません。

一般財源につきましては16万円となっております。内容でございます。002松くい虫防除対策事業として委託料303万5,000円を補正するものでございます。

事業内容でございますが、双葉、大袋、また団子新居地区の周辺の山林につきましては、松くい虫による被害が特に目立ち、地域住民より市、県へ伐採等の要望が寄せられている状況でございます。松くい虫防除事業につきましては、県の補助金の造林事業補助金を活用して対応しております。今回同補助金の県予算にまだ余裕があるということから、残りの市単独分の予算を組み替えて事業を実施するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで農林振興課関係の質疑を終了いたします。

農林振興課よりその他報告がありますので。

興石農林振興課長。

○農林振興課長（興石春樹君） それでは、農林振興課からその他ということで、先日の坂本議員の一般質問で関連で名取議員からゆうのう敷島梅ジャムの関係で質問をいただきまして、そのときにちょっと回答ができなかったということで、こちらで調べまして、その報告をさせていただきます。

一応学校給食ということで県給食会のほうに梅ジャムを納品をしております。サイズが何種類かありまして、大きさが1,080グラムにつきましては24年度の実績が222本、550グラムの大きさのものが219本、そしてあと敷島の給食センターに直接ゆうのうが納めたというのが1,080グラムが10本、550グラムが1本というような24年度の実績になっております。そして一応、県給食センターとの取引の初年度は平成21年度からやっているそうです。あと甲斐市の給食センターにつきましては、平成18年度からやっているようでございます。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 報告案件ですので質疑は省きます。

これで農林振興課関係の質疑を終了いたします。

職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時42分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、商工観光課より第7款商工費、第1項商工費について説明をお願いいたします。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） それでは、商工観光課の12月の補正予算についてご説明いたします。

資料の補正説明書の20ページ、21ページをお願いします。

第7款商工費、1項商工費、2項商工振興費、002の商工振興事業、19節負担金補助及び交付金191万4,000円につきましては、商工会が実施いたします商店街の街路灯の整備事業に対する補助金です。街路灯の整備事業の箇所につきましては、市の南部地域の通称バス通りと廃棄道の沿線にありますライフタウン竜南商店街地区の街路灯の整備事業に対する商工会への補助金です。このライフタウン竜南地区の商店街の街路灯整備事業については、現状

の街路灯が設置後25年以上経過し、老朽化しているため、ライフタウン竜南地区商店街の街路灯45基を今回整備する予定です。総事業費は1,048万9,500円としており、商工会が事業費の3分の2の666万円を中小企業庁から補助金を受け、市は残る事業費の6分の1となる191万4,000円を補助する補正予算です。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これは大体この事業はもう終わりに近づいたようですか。何年かやっていると思うんですけども。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） この街路灯整備事業につきましては、平成22年、23年、24年と3年間にわたりまして玉幡地区の商店街について56棟を改修いたしました。

続いて、ことしはライフタウン竜南ということで、まだ市内にはほかの街路灯組合の管理している地区があと残り5カ所あります。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ということはまだ当分かかるという判断ですね。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） この街路灯整備につきましては、商工会の事業なのですが、街路灯の維持管理組合みたいのを各地区で設置しているようで、そちらの自己負担もありますんで、その自己負担について協議が地元で整えば、県の補助金や国の補助金を受けて、また実施する形になろうかと思えます。

○議員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで商工観光課関係の質疑を終了いたします。

職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時47分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、建設課より第8款土木費、第3項河川費について説明を求めます。

奥野建設課長。

○建設課長（奥野経雄君） ご苦労さまです。

それでは、建設課の補正をお願いする内容につきましてご説明させていただきます。

議案20、21ページをお願い申し上げます。

20ページ、8款土木費、3項河川費、河川維持改修費の増額をお願いするものであります。補正前の額7,525万、補正額2,150万をお願いいたしまして、補正後の額9,675万円にさせていただきますものでございます。財源につきましては一般財源をお願いを申し上げます。

21ページ、節の内容でございますが、工事請負費としまして2,000万、公有財産購入費150万を予定しておりまして、合計で2,150万円をお願いするものであります。

内容でございますけれども、6月の定例会の際にも内容を説明させていただいております。竜王新町4区の沖田地内の浸水被害の箇所の予防工事ということで河川の改修工事をお願いするものであります。次年度施工も検討しておりましたが、このところ全国各地で予想外の時期に、また前例のないような降雨量を記録するなど、多くの浸水被害が発生しておりますので、できるだけ早目に改修をして、被害が出ないようにということで早期着工を今回計画をしたものでございます。3月期には完成を目指していきたいと考えております。

具体的な中身でございますけれども、ちょうど竜王北保育園の北側ですけれども、の地帯でございまして、南北に流下しまして、最終的に貢川へ流れ込んでいる水路でございます。周辺一帯の雨水が集中しまして、この場で幾度となく浸水被害が発生しております。今回の工事は北保育園の北側に位置しますけれども、延長が大体300メートルの管でございます。水路断面の確保のための部分拡幅あるいは水路の合流地点の改修、屈折箇所の改修等々拡幅

の部分も含めまして2,000万円ほどの工事を予定しております。

最終地点に至りましては、民間の土地を一部提供していただかないと隅切り等ができません。そんな感じで、もうその地権者にもご了解をいただいておりますけれども、無理を言ってお願いをする中で用地取得費を150万円予定しております。最大10坪前後ということで予定をしております、近傍の地価公示価格等を参考にしまして算出をしております。実際の施工の際には、これほどまでは必要あるか。これからの検討でございますけれども、最大ということで計上をとりあえず上げさせていただいたものでございます。ということで合計2,150万円の補正の増額をお願いいたします。よろしくお申し上げます。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで建設課関係の質疑を終了します。

職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時53分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、下水道課より第8款土木費、第4項都市計画費について説明をお願いいたします。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） ご苦労さまです。

それでは、下水道課に關係いたします繰出金の關係でございますが、補正予算説明資料

20、21ページをお願いいたします。

第8款土木費、4項都市計画費、目3下水道費の繰出金600万円の減額でございますが、これにつきましては、この後の特別会計のほうで詳しく説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで下水道課関係の質疑を終了いたします。

以上で議案第71号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第71号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で議案第71号を終了いたします。

次に、特別会計の補正予算の審査を行います。

ここでお諮りします。特別会計の審査方法であります。歳入歳出一括で説明を受け、審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと求めます。

よって、審査の方法は歳入歳出一括で行うことに決定いたしました。

それでは、議案第74号 平成25年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） それでは、下水道事業特別会計補正予算説明書（第2号）でございますが、初めに、歳入のほうから説明させていただきます。

ページで54、55ページをお願いいたします。

では、歳入、第4款繰入金、一般会計繰入金、補正前の額が10億5,931万5,000円から600万減額いたしまして、10億5,331万5,000円とするものでございます。

内訳としましては、東日本大震災にかかわります地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置の制度が本年の4月から変更になりまして、それによりまして全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災減災事業にかかわります経費に一般会計から繰り出すことができるという額で600万円の繰入金を計上しておりましたが、4月よりこの制度が変更になったということで、これを減額するものでございます。

次に、第5款繰越金でございますが、前年度繰越金の額の確定に伴います増額でございます。1,404万5,000円増額しまして、1,504万5,000円とするものでございます。

次に、7款市債の関係でございます。補正前が3億9,750万円に1,700万の増額をお願いいたしまして、4億1,450万とするものでございます。

内容としましては、上のほうの繰入金の減額分も含めまして公共下水道建設費の財源に充当するというものでございます。

ページをめくっていただきまして、56、57ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。第2款事業費、1項流域下水道費、補正前の額が3億6,859万8,000円から1,345万5,000円減額いたしまして、3億5,514万3,000円とするものでございますが、これは釜無川流域下水道維持管理負担金、山梨県の算定によるものでございますが、この額の確定によりまして補正減でございます。

次に、第2項公共下水道費、補正前の額が4億6,189万6,000円に3,850万円の増額をお願いいたしまして、5億39万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、当初予定をしておりました工事箇所以外に住宅の建てかえ、新築、また新規の開発等によりまして早急に対応しなければならないという事案が出てまいりました。また、既発注分におきましても発生土が埋め戻し土に不適であるという理由によりまして、採石に置きかえるというような不測の経費が必要となりまして、今回補正増をお願いするものでございます。また、これにかかわります必要となります水道管の移設補償費もあわせてお願いするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） 1件だけ確認なんですけれども、600万円の繰入金で、要は収入が減ったということで事業に影響があるところなんですけれども、市債を起こしているの、その分の影響はないということよろしいでしょうか。

○委員長（清水正二君） 飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） はい、こちらのほうで充当しておりますので、影響ありません。

以上です。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第74号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第74号 平成25年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で本委員会に付託されました議案第74号を終了いたします。

職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時03分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、議案第75号 平成25年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、上水道課から補正予算についてご説明のほうさせていただきます。よろしくお願いたします。

議案書45ページになります。

議案第75号 平成25年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

それでは、水道事業会計補正予算説明書、こちらのほうを使いまして説明のほうをさせていただきますと思います。

1ページをごらんいただきたいと思います。

債務負担行為に関する調書、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

こちらに掲げましたとおり、水道施設運転管理等業務委託について限度額6億2,920万円を補正するものでございます。期間につきましては平成26年度から30年度までの5年間、財源はその他料金収入でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

水道施設の運転管理業務等につきましては、21年度から民間に委託してまいりましたが、今年度をもって現行の契約期間5年間が満了となりますので、引き続き民間活力を活用する中で経営の効率化、管理体制の強化を進めてまいりますため、26年度から30年度までの5年間に係る債務負担行為について補正をお願いするものでございます。

委託する主な業務内容につきましては、運転監視、電気及び機械設備の保全、巡回監視、水質管理、修繕業務などございますが、これらの業務につきましては専門的な知識と技術が必要でありますため、前回と同様プロポーザル方式により委託業者を選定し、安定した給水の確保に努めてまいりたいと考えております。資料にはございませんが、今後の主なスケジュールにつきましては、議決をいただいてきました後、業務委託受託者選定に係る参加要請書を発送し、1月に業者からの委託仕様書に対する質問、その後に意思表明書、実務計画等の提出を受けて、委託業者の選定審査を行い、2月に入りましたところで審査結果の通知及び委託契約の締結を行い、3月を事務引き継ぎの期間として26年度以降に向けた準備を進めてまいり所存でございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

坂本委員。

○委員（坂本一之君） 1点だけ、これはもう25年をもって終了することが前もってわかっていたんですが、これは当初じゃなく補正でやるというのはもう何か、その辺はどうして補正でやるのかということは。

○委員長（清水正二君） 花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） 前回も同様でございましたが、年度の4月1日からの1年間で予定しております。したがって、ただいまの今後のスケジュールというところで事務の

引き継ぎ等がございますのでということでお話申し上げましたが、今回補正をさせてもらうことによりまして、26年の冒頭、4月1日からの運用を図ってまいりたいと。そのための準備等がございますので、今回補正のほうをさせていただきたいと。債務負担行為を議決をいただきたいということで提案させていただいているものでございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この債務負担行為は5年間ということで、単純にはこれを5で割ったのが年間の金額という考えでよろしいですか。

○委員長（清水正二君） 花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） 今回提案させてもらいましたのは、あくまでも限度額ということでございますので、単純に言えば委託契約が締結できましたときには当然この内輪ということになります、今現では5で割ったものが1年間の債務負担の額ということでございます。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ちなみに、前回の契約25年度までのあれはどんな内容だったですか。

○委員長（清水正二君） 花田上水道課長。

○上水道課長（花田茂美君） 5年前におきましては、やはりこの限度額につきまして6億500万円で債務負担行為の議決をいただきました。それで、実質はそのときの契約につきましては4億9,434万円で契約のほうは締結しております。

○議員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第75号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第75号 平成25年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

これで本委員会に付託されました議案第75号を終わります。

以上をもちまして議案審査はすべて終了しました。

ここで暫時休憩し、職員が退出いたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時12分

○委員長（清水正二君） 会議を再開します。

次第第3番、その他、「甲斐市商工会との意見交換会」の集約についてを議題といたします。

前回の委員会において集約の内容について委員の皆さんからご意見をいただきましたので、その内容を取りまとめました。皆さんのお手元に意見集約の案として配付いたしましたので、事務局より朗読させますので、お願いいたします。

松井書記。

○書記（松井恵美君） 意見集約の（案）を朗読させていただきます。

建設経済常任委員会では、「甲斐市の産業振興」をテーマに、二つの項目について、甲斐市商工会と意見交換会を行いました。

まず、「地域資源を活用した産業振興について」では、今年度、商工会が立ち上げた甲斐市商工会地域資源活用プロジェクトの現状や、今後の展望等について報告を受けました。今年で10年目を迎える「桑の実摘み観光」は、参加者数も想定を上回り大変好評であったこ

と。また、旧双葉時代から継続される桑を、甲斐市の特産品として、一層推進していきたいとの共通認識であることを再確認いたしました。

一方、事業拡大に対する桑の量など、需要と供給のバランスが大切であり、遊休農地の活用方法や農地法による問題等、今後の課題点についても、活発な意見を交わすことができました。

次に、「工業・製造業の集約化に関する土地利用について」では、商工会から、市内へのミニ工業団地の開発や企業誘致等について要望が出されました。また、企業誘致だけでなく、人材を育成することの大切さについてもご意見をいただきました。

今回の意見交換会において、商工会が、産業振興はもとより、地域の発展のために、様々な事業を展開していることを再認識すると同時に、諸課題についても情報を共有することができました。

これらのご意見を参考に、今後も、一層委員会活動に取り組んでまいります。

以上です。

○委員長（清水正二君） 朗読が終わりました。

この案を意見交換会の集約としたいと思いますが、ご意見などはありますか。いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） この案を集約としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） それでは、この内容により意見交換会の集約とさせていただきます。

なお、甲斐市商工会のお礼状と議会だよりにつきましては、この集約の内容により作成をいたしますので、内容は委員長にご一任願います。

以上で意見交換会の意見集約を終わります。

次に、委員よりその他何かありあましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、事務局から何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 以上でその他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時16分